

滋賀県「しが割」参加利用規約

滋賀県「しが割」参加利用規約(以下「本規約」といいます。)は、滋賀県(以下「発行者」といいます。)が、株式会社JTB(以下「JTB」といいます。)の提供するLINE アプリ利用型の「電子割引券発行システム」(以下「本システム」といいます。)を用いて発行する滋賀県「しが割」の利用に関し、利用者の遵守事項並びに発行者及び利用者の権利義務関係を定めるものです。

滋賀県「しが割」を利用する方は、本規約の全文を必ずお読みください。なお、滋賀県「しが割」をご利用頂いた場合には、本規約に同意されたものとみなします。

(定義)

第1条

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- 1 「LINE アプリ利用型」とは、発行者が発行する滋賀県「しが割」の発行形態で、本システムとLINEID(利用者)が紐づく形で滋賀県「しが割」が登録され、利用者が登録店から提示を受けたQRコードを読み取ることにより、購入した商品又はサービスの割引が可能となる形態をいいます。
- 2 「登録店」とは、発行者が定める審査基準を満たし、利用者との間で滋賀県「しが割」使用取引を行う個人又は法人をいいます。
- 3 「対象商品等」とは、登録店が滋賀県「しが割」による割引対象として指定した商品又はサービスをいいます。
- 4 『滋賀県「しが割」』とは、発行者が利用者に対し発行する、電磁的方法により記録される電子割引券であって、利用者が本規約及び発行者が別途定める規約等の条件に従い、登録店において使用することができるものをいいます。
- 5 『滋賀県「しが割」使用取引』とは、利用者が登録店において滋賀県「しが割」を使用し、対象商品等を購入又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- 6 「サイト」とは、JTBが運営管理する滋賀県「しが割」に関するサイトをいいます。
- 7 「利用者」とは、本規約の内容に同意のうえ滋賀県「しが割」のサービスを受け、滋賀県「しが割」を利用する個人をいいます。

(滋賀県「しが割」の利用登録)

第2条

利用者は、滋賀県「しが割」キャンペーンの参加を希望する場合、「しが割」LINE 公式アカウントに友だち登録します(すでに友だち登録済みの場合は、改めての登録は不要)。当該アカウントから「しが割」専用ページでの利用登録をしなければならないものとします。

(滋賀県「しが割」の抽選・発行)

第3条

- 1 滋賀県「しが割」の利用者は、抽選により決定します。

- 2 滋賀県「しが割」の利用を希望する者は、抽選申込期間内に「しが割」専用ページから抽選申込を行います。
- 3 発行者又はJTBは、抽選の結果を抽選申込者に通知し、当選者に対して、滋賀県「しが割」を発行します。
- 4 滋賀県「しが割」は、購入額 1,000 円ごとに利用できる 300 円の割引券 10 枚を1セットとします。
- 5 滋賀県「しが割」の抽選申込に要する、利用者の携帯電話の通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。

(滋賀県「しが割」の利用)

第4条

- 1 利用者は以下の方法により、滋賀県「しが割」を利用することができるものとします。
 - (1) 割引券は、有効期限内に1枚(300円引き)ごとに分割してご利用いただけます。(複数店舗に分けて利用することも可)※ただし、割引券の利用枚数は指定できません。(購入金額に応じた割引額が自動適用)
 - (2) 利用者は、「しが割」専用ページにおいて、事前に取得した滋賀県「しが割」を登録店での会計時に、レジ付近に設置されたQRコードを読み取り利用します。
 - (3) 利用者は、事前に利用完了画面をキャプチャした画像、画面の複製物を提示する形での滋賀県「しが割」の利用はできません。
 - (4) 登録店は、滋賀県「しが割」使用取引中、利用者の端末の利用画面を確認することにより、利用金額が正しく表示されていることを利用者と相互確認するものとします。
 - (5) 滋賀県「しが割」の利用に要する、利用者の携帯電話の通信料・接続料等は利用者が負担するものとします。
 - (6) 利用者が発行を受けた滋賀県「しが割」の有効期限は、使用の有無を問わず、各利用期間最終日の23時59分までとし、有効期限を経過した場合は利用できないものとします。
- 2 次に掲げる商品は、滋賀県「しが割」の取り扱い対象外の商品となります。
 - (1) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
 - (2) 公共料金・各種手数料(振込手数料・電気・ガス・水道料金、自治体指定ごみ袋、保育料等)
 - (3) 国税、地方税等の公租公課
 - (4) 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券、チケット類(テーマパークやコンサート等)等の換金性の高いものの購入
 - (5) プレミアム分が加算されている回数券
 - (6) 現金への換金、金融機関への預け入れ、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払
 - (7) 事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入等、買掛金、未払金等の支払
 - (8) インターネット販売での購入
※インターネットを通じて購入した商品の代金をコンビニエンスストア等で支払う場合も含む
 - (9) たばこ(電子たばこを含む)

- (10) スポーツジム、文化教室等の月謝
- (11) 宿泊を伴う旅行代金
- (12) 保険診療
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払
- (14) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (15) その他、事務局が不相当と認めるもの

(滋賀県「しが割」使用取引の取消等)

第5条

利用者は、法令に基づく売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、登録店との間で行った滋賀県「しが割」使用取引を取消し、又は解除することができないものとします。ただし、利用者が登録店から返金を受ける必要がある場合は、登録店の責任において対応を行うものとします。

(禁止事項)

第6条

利用者は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。

- 1 本システムに表示される利用画面のキャプチャ並びに滋賀県「しが割」を複製、改変、その他不正の方法により使用すること
- 2 違法又は公序良俗に反する目的で滋賀県「しが割」の発行を受け、又は滋賀県「しが割」使用取引を行うこと。
- 3 申込みに際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること
- 4 発行を受けた本人以外の第三者に利用させること
- 5 その他本規約に反すること

(滋賀県「しが割」の利用停止等)

第7条

発行者は、利用者に以下の各号に掲げる事由があると判断した場合、当該利用者に対して何らかの通知又は催告を行うことなく、当該利用者による滋賀県「しが割」の全部又は一部の利用を停止し、又は滋賀県「しが割」の利用資格を剥奪できるものとします。また、当該利用者に対し、発行者及びJTB、登録店は、自己に生じた損害額に相当する金額を請求することができるものとします。

- 1 違法または不正行為があった場合
- 2 本規約、その他発行者が別途定める規約等に違反し、又は違反する恐れがある場合
- 3 滋賀県「しが割」の利用状況に照らし、利用者として不適格であると発行者が判断した場合
- 4 前各号に定める事由と同等の事由が存する場合

(免責)

第8条

発行者及びJTbは、以下の各号に定める場合の責任を免責され、利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

- 1 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューターなどの障害、又は天災事変等やむを得ない事由により、本システムを利用できない場合
- 2 発行者の責めによらずに、滋賀県「しが割」を利用するために必要な物及びデータに関する盗難・紛失・滅失等によるトラブルが発生した場合
- 3 利用者の端末又は本システムに対する第三者の不正アクセスにより利用者に損害が発生した場合
- 4 本システムの保守・点検等のため、本システムを停止することにより利用者に不利益が発生した場合
- 5 発行者が前条に基づき利用者による滋賀県「しが割」の利用を停止し、又は利用資格を剥奪した場合

(滋賀県「しが割」の有効期間)

第9条

滋賀県「しが割」の有効期間は、原則 3 週間とします。

(個人情報等の取扱い)

第10条

- 1 発行者及びJTbは、滋賀県「しが割」の利用登録又は利用にあたり取得した個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項の定義による)については、法令に基づき適切に取り扱うものとします。
- 2 利用者は、発行者又はJTbが利用者から取得した個人情報を、以下に定める目的で、以下に定める者と共同して利用することに同意するものとします。
 - (1) 利用目的
 - ① 滋賀県「しが割」キャンペーンの運営及びサービス提供
 - ② 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
 - ③ サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
 - ④ 個人を特定できない形の統計情報として使用
 - (2) 共同して利用する者の範囲
 - ① 滋賀県
 - ② 株式会社JTb(再委託先を含む)
 - (3) 個人情報の管理責任者
株式会社JTb (所在地:東京都品川区東品川二丁目3番11号JTbビル)

(反社会的勢力の排除)

第11条

1 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」)であること
- (2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこととする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて発行者又はJTBの信用を毀損し、又は発行者又はJTBの業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 発行者は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、滋賀県「しが割」の利用資格を取り消すことができるものとします。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消に起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負わないものとします。

4 前項の場合、当該利用者の保有する滋賀県「しが割」は当然に失効するものとします。

(本規約の変更)

第12条

発行者は、事前に告知することなく本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、所定のサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者が滋賀県「しが割」を利用した場合には、利用者は本規約の変更に同意したものとみなします。

(権利義務の譲渡等)

第13条

利用者は、理由の如何を問わず、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることは出来ないものとします。

(滋賀県「しが割」の発行及び管理に関する業務の終了)

第14条

発行者は、天災事変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、滋賀県「しが割」の発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することができるものとします。この場合、所定のサイト等において掲載することにより利用者に周知する措置を講じることとします。なお、発行者が滋賀県「しが割」の発行及び管理に関する業務が終了したことに起因して、利用者に損害が発生した場合においても、発行者は利用者に対する一切の責任を免責されるものとします。

(分離可能性)

第15条

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

(連絡、通知)

第16条

本規約の変更に関する通知その他発行者から利用者に対する連絡又は通知は、サイト等への掲載、その他発行者の定める方法で行うものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第17条

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに利用者は同意したものとします。

令和5年9月29日制定